

四郎丸地区ほ場整備推進委員会規約

(名称)

第1条 本会は、四郎丸地区ほ場整備推進委員会(以下「推進委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進委員会は、東日本大震災により被害を受けた生産基盤の早期再生に向けて実施するほ場整備事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ほ場整備事業の推進に関すること。
- (2) 担い手の育成と生産性向上に関すること。
- (3) 土地利用調整及び農地利用集積に関すること。
- (4) 施行同意の取りまとめに関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項。

(構成)

第4条 推進委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) ほ場整備事業の施行区域内農地に所有権及び借地権を有する者
- (2) ほ場整備事業の施行区域内において農業を営む者
- (3) その他事業推進に必要とする者

(部会の設置)

第5条 委員会の下に、次の各号に掲げる部会を設置する。

- (1) 工事部会
- (2) 営農・担い手部会
- (3) 土地利用調整部会

2 検討部会は、必要に応じ名取地区ほ場整備事業推進協議会規約第4条第2項各号の機関等より助言指導を受けるため、オブザーバーとして出席を求めることができる。

(役員)

第6条 推進委員会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 3名以内 部会委員 12名以内

- 2 役員は総会にて選出する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。補欠により選任された場合の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 推進委員会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて随時開催する。

2 会議は、会長が招集し会議の議長となる。

3 役員会は、事業の遂行に必要な事項を決定する。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 会議は、必要に応じて構成員以外の者に会議の出席を求めることができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進委員会の運営上必要な事項は、役員会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

この規約は平成24年5月23日から施行する。